

富山大学同窓会連合会会則

平成 19 年 10 月 6 日制定

平成 21 年 7 月 22 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、富山大学同窓会連合会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、富山大学の学部別同窓会及び同窓会支部間の交流、連携を推進することにより、富山大学（旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学を含む）の卒業生（修了生を含む。以下同じ。）の交流、親睦を図り、併せて富山大学の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 学部別同窓会及び同窓会支部間の交流、連携の推進
- (2) 新たな同窓会支部設立の支援
- (3) 卒業生と富山大学との連携・協力の推進
- (4) その他本会の目的に沿った事業活動

第 2 章 会員

(会員)

第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 各学部同窓会会員、並びに富山大学（旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学を含む）の関係者で会長が認めた者
- (2) 特別会員 富山大学（旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学を含む）の教職員及び教職員であった者（正会員をのぞく）
- (3) 賛助会員 本会の事業に連携、協力できる団体及び個人で、賛助会員会費を納入した者。
- (4) 準会員 富山大学に在学する者。

第 3 章 役員等

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名（内 1 名は会長代行とする）
- (3) 幹事長 1 名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 会計監事 2 名

(役員の選任)

第6条 会長及び副会長は、総会において選任する。

2 幹事長及び会計監事は、会長の推薦により、総会において選任する。

3 幹事は、学部同窓会の推薦により、総会において選任する。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 会長代行は、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 幹事長は、会務の執行を総括し、事務局を統括する。

5 幹事は、本会と学部同窓会との連絡調整を図り会務を処理する。

6 会計監事は、会計の執行状況の監査を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長、顧問)

第9条 本会に、名誉会長、顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、学長がこれにあたる。

3 顧問は、理事および学部長がこれにあたる。

4 名誉会長、顧問は、会務に関する重要事項について助言することができる。

第4章 会議

第10条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第11条 総会は、第5条に掲げる役員をもって組織する。

2 総会は、毎年1回、臨時総会は必要な都度、会長が召集する。

3 総会は、第5条に掲げる役員の過半数の出席を要する。

4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

5 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画、予算及び決算

(2) 役員の選任

(3) 会費にかかる事項

(4) その他本会運営にかかる重要事項

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長および幹事をもって組織し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他、会の運営にかかる重要事項

第5章 会計及び事務局

(財源)

第13条 本会の経費は、賛助会員会費、各学部同窓会分担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費等)

第14条 賛助会員会費、各学部同窓会分担金、寄付金およびその他の経費は細則に定める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、「〒930-8555 富山市五福 3190」を住所とする富山大学内に置く。

2 事務局長を置く。事務局長は幹事の中から会長が指名する。

第6章 会則改正

(会則の改正)

第17条 本会の会則を改正しようとするときは、幹事会の審議を経て、総会において決定するものとする。

附則

- 1 会長は、中尾哲雄氏（富山市）とする。
- 2 この会則は、平成19年10月6日から施行する。

附則

- 1 会長は、北野芳則氏（黒部市）とする。
- 2 この会則は、平成21年7月22日から施行する。

同窓会分担金基準、賛助会員会費およびその他の経費に関する細則

平成 19 年 10 月 6 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、富山大学同窓会連合会の同窓会分担金基準、賛助会員会費およびその他の経費について、必要な事項を定める。

(同窓会分担金基準)

第 2 条 各学部同窓会分担金の基準は、5 万円＋前年度新入会員数×100 円とする。

2 同窓会分担金は、当年度に入ってから納入するものとする。

(賛助会員会費)

第 3 条 賛助会員会費は、次の通り定める。

(1) 個人会員は、毎年 3,000 円を納入する。

(2) 法人会員は、毎年 30,000 円を納入する。

(その他の収入)

第 4 条 その他の収入として、寄付金および特別会費について、次のとおり定める。

(1) 寄付金は、随時これを受け付けるものとする。

(2) 役員会の議を経て、臨時に特別会費を徴収することができるものとする。

(細則の改正)

第 5 条 本細則を改正しようとするときは、幹事会の審議を経て、役員会において決定するものとする。

同窓会連合会加盟組織

人文学部同窓会

富山大学教育学窓会

経済学部同窓会・越嶺会

理学部同窓会

医学部同窓会

薬学部同窓会・富山薬窓会

工学部同窓会・仰岳会

高岡短期大学・芸術文化学部同窓会・創己会

富山大学